

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表

現行	改正案																												
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ (2) 国際交流プラザ (3) 人権・男女共同参画プラザ (4) <u>消費生活プラザ</u> (5) 情報プラザ (6) 行政サービスコーナー (7) 駅前子育て交流ひろば (8) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(3) 行政サービスコーナー</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>(4) 前3号以外の施設</td> <td>午前10時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>ア 日曜日、金曜日及び土曜日</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用時間	(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(3) 行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで	(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで	施設	休所日	(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 日曜日、金曜日及び土曜日	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ (2) 国際交流プラザ (3) 人権・男女共同参画プラザ (4) <u>消費生活センター</u> (5) 情報プラザ (6) 行政サービスコーナー (7) 駅前子育て交流ひろば (8) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</p> <p>2 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)</td> <td>ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費生活センター及び行政サービスコーナー</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>(4) 前3号以外の施設</td> <td>午前10時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 駅前子育て交流ひろば</td> <td>ア 日曜日、金曜日及び土曜日</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用時間	(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)	(3) 消費生活センター及び行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで	(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで	施設	休所日	(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 日曜日、金曜日及び土曜日
施設	使用時間																												
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																												
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																												
(3) 行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで																												
(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで																												
施設	休所日																												
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 日曜日、金曜日及び土曜日																												
施設	使用時間																												
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																												
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)																												
(3) 消費生活センター及び行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで																												
(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで																												
施設	休所日																												
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 日曜日、金曜日及び土曜日																												

	イ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで(午後6時から午後10時までを除く。) イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略

	イ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで(午後6時から午後10時までを除く。) イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 消費生活センター	ア 毎月奇数週の土曜日 イ 日曜日 ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 エ 12月29日から翌年1月3日まで
(4) 前3号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略